

## 金融機能強化法による資本支援の受入れについて

- ・平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、私どもの主要な営業エリアであります、相馬市を含めた県内外に未曾有の被害をもたらしました。さらに、原発事故の影響も加わり、商工業・水産業・農業等業種を問わず、当信用組合のお客様にも甚大な被害が生じております。
- ・このような事態を受けまして、当信用組合におきましては、直接的・間接的に被災されたお客様を含め、地域の中小規模事業者や個人の皆さま方に対しまして、十分な金融仲介機能を提供していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、また、そのような取組みが強く求められているものと認識しております。
- ・当信用組合における被災されたお客様への貸出債権は、建物の全半壊や風評による収入減、さらには原発事故によるものなど、お客様の事業や生活への影響の程度に違いはありますが、1,703先、157億円であります。
- ・当信用組合では、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、信用組合業界の系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会を通じ、160億円の資本支援を受けることとなりました。
- ・今般の資本増強により、東日本大震災からの復興需要にお応えできる強固な財務基盤を備えるとともに、十分な健全性を保つことができることとなります。
- ・今後におきましては、地域の復興・復旧に継続的に貢献するため、適切な金融仲介機能を発揮して参りますので、さらなる、ご愛顧を宜しくお願い致します。

平成23年12月28日

相 双 信 用 組 合  
理事長 庄 子 勇 雄